処分の概要	地縁による団体の認可の取消し
法 令 名根 拠条項	地方自治法 第260条の2第14項
法令番号	昭和22年法律第67号

#### 【基準】

法第260条の2第2項及び第14項の規定による。

#### 第260条の2

- 2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行つていると認められること。
- (2) その区域が、住民にとつて客観的に明らかなものとして定められていること。
- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。
- (4) 規約を定めていること。
- 14 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	-----------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	勧告に係る措置命令
法令名根拠条項	空家等対策の推進に関する特別措置法 第14条第3項
法令番号	平成26年法律第127号

#### 【基準】

法第14条第3項の規定による。

(特定空家等に対する措置)

- 第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の 状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限 を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置 をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置 をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予 期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	-----------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	騒音防止方法の改善命令
法 令 名根 拠条項	騒音規制法 第12条第2項
法令番号	昭和43年法律第98号

#### 【基準】

法第12条の規定による。

(改善勧告及び改善命令)

- 第12条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。
- 2 市町村長は、第9条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。
- 3 前2項の規定は、第7条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた日から3年間は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が特定施設となった際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第1項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第8条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	騒音防止方法の改善命令
法 令 名根 拠条項	騒音規制法 第15条第2項
法令番号	昭和43年法律第98号

#### 【基準】

法第15条第1項及び第2項の規定による。

(改善勧告及び改善命令)

- 第15条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	振動防止方法の改善命令
法 令 名根 拠条項	振動規制法 第12条第2項
法令番号	昭和51年法律第64号

#### 【基準】

法第12条第2項の規定による。

(改善勧告及び改善命令)

- 第12条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。
- 2 市町村長は、第9条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	月	
-------	-----------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	振動防止方法の改善命令
法 令 名根 拠条項	振動規制法 第15条第2項
法令番号	昭和51年法律第64号

#### 【基準】

法第15条第2項の規定による。

(改善勧告及び改善命令)

- 第15条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する振動が環境 省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著し く損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態 を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作 業時間を変更すべきことを勧告することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	-----------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	悪臭物質排出減少措置の実施命令
法 令 名根 拠条項	悪臭防止法 第8条第2項
法令番号	昭和46年法律第91号

#### 【基準】

法第8条第2項の規定による。

(改善勧告及び改善命令)

- 第8条 市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るべきことを勧告することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	一般廃棄物収集運搬業の停止命令
法 令 名根 拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の3
法令番号	昭和45年法律第137号

#### 【基準】

法第7条の3の規定による。

(事業の停止)

- 第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれ かに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- (1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- (2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に 規定する基準に適合しなくなつたとき。
- (3) 第7条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

<b>設 定 年 月 日</b> 平成 27 年 7 月 1 日 <b>最終変更年月日</b> 年 月 日			最終変更年月日	年	月	В	
---	--	--	---------	---	---	---	--

処分の概要	一般廃棄物処分業の停止命令
法 令 名 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の3
法令番号	昭和45年法律第137号

#### 【基準】

法第7条の3の規定による。

(事業の停止)

- 第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれ かに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- (1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- (2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に 規定する基準に適合しなくなつたとき。
- (3) 第7条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	一般廃棄物収集運搬業の許可取消し
法 令 名根 拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の4
法令番号	昭和45年法律第137号

#### 【基準】

法第7条の4の規定による。

(許可の取消し)

- 第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。
- (1) 第7条第5項第4号ロ若しくはハ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から 第27条までの規定に係る部分に限る。)の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防 止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに 該当するに至つたとき。
- (2) 第7条第5項第4号チからヌまで(同号ロ若しくはハ(第25条から第27条までの規定により、 又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたこと による場合に限る。)又は同号トに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至つたとき。
- (3) 第7条第5項第4号チからヌまで(同号ニに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第7条第5項第4号イからへまで又はチからヌまでのいずれかに該当するに至つたとき(前3号に該当する場合を除く。)。
- (5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
- (6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。
- 2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	一般廃棄物処分業の許可取消し
法 令 名根 拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の4
法令番号	昭和45年法律第137号

#### 【基準】

法第7条の4の規定による。

(許可の取消し)

- 第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれ かに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。
- (1) 第7条第5項第4号ロ若しくはハ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から 第27条までの規定に係る部分に限る。)の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防 止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに 該当するに至つたとき。
- (2) 第7条第5項第4号チからヌまで(同号ロ若しくはハ(第25条から第27条までの規定により、 又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたこと による場合に限る。)又は同号トに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至つたとき。
- (3) 第7条第5項第4号チからヌまで(同号ニに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第7条第5項第4号イからへまで又はチからヌまでのいずれかに該当するに至つたとき(前3号に該当する場合を除く。)。
- (5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
- (6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。
- 2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

処分の概要	一般廃棄物処理業者への必要な措置命令			
法 令 名根 拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の3第1号			
法令番号	昭和45年法律第137号			

#### 【基準】

法第19条の3第1号の規定による。 (改善命令)

- 第19条の3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者(事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者(以下この条において「事業者等」という。)並びに国外廃棄物を輸入した者(事業者等を除く。)に限る。)に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- (1) 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)が 適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場 合(第3号に掲げる場合を除く。) 市町村長

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	一般廃棄物処理基準不適合による処分者等に対する支障の除去等の措置命令				
法 令 名根 拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の4第1項				
法令番号	昭和45年法律第137号				

#### 【基準】

法第19条の4第1項の規定による。 (措置命令)

第19条の4 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長(前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。)は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者(第6条の2第1項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第6項若しくは第7項又は第7条第14項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第1項及び第19条の7において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。

#### 備考

**設 定 年 月 日** 平成 27 年 7 月 1 日 **最終変更年月日** 年 月 日

処分の概要	一般廃棄物処理基準不適合による認定業者に対する支障の除去等の措置命令				
法 令 名根 拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の4の2第1項				
法令番号	昭和45年法律第137号				

#### 【基準】

法第19条の4の2第1項の規定による。

- 第19条の4の2 前条第1項に規定する場合(第9条の9第1項の認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合に限る。)において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者(処分者等を除く。以下「認定業者」という。)に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。
- (1) 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。
- (2) 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第9条の9第9項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	-----------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	処分者等に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担		
法 令 名根 拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7第2項		
法令番号	昭和45年法律第137号		

#### 【基準】

法第19条の7第2項の規定による。

(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)

- 第19条の7 第19条の4第1項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
- (1) 第19条の4第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
- (2) 第19条の4第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。
- (3) 第19条の4の2第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた認定業者が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
- (4) 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第19条の4第1項又は第19条の4の2第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。
- 2 市町村長は、前項(第3号に係る部分を除く。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	目	
-------	-----------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担		
法 令 名根 拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7第3項		
法令番号	昭和45年法律第137号		

#### 【基準】

法第19条の7第3項の規定による。 (生活環境の保全上の支障の除去等の措置)

#### 第19条の7

3 市町村長は、第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の 全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で 定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	-----------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	緊急の場合の認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担				
法 令 名根 拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7第4項				
法令番号	昭和45年法律第137号				

#### 【基準】

法第19条の7第4項の規定による。 (生活環境の保全上の支障の除去等の措置)

#### 第19条の7

4 市町村長は、第1項(第4号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第19条の4の2第1項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

#### 備考

**設 定 年 月 日** 平成 27 年 7 月 1 日 **最終変更年月日** 年 月 日

処分の概要	浄化槽設置計画の変更命令等
法 令 名根 拠条項	浄化槽法 第5条第3項
法令番号	昭和58年法律第43号

#### 【基準】

法第5条第3項の規定による。 (設置等の届出、勧告及び変更命令)

#### 第5条

3 特定行政庁は、第1項の届出を受理した場合において、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画が浄化槽の構造に関する建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しないと認めるときは、前項の期間内に限り、その届出をした者に対し、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止を命ずることができる。

#### 備考

**設 定 年 月 日** 平成 27 年 7 月 1 日 **最終変更年月日** 年 月 日

処分の概要	浄化槽の清掃について必要な指示
法 令 名根 拠条項	浄化槽法 第41条第1項
法令番号	昭和58年法律第43号

#### 【基準】

法第41条第1項の規定による。

(指示、許可の取消し、事業の停止等)

第41条 市町村長は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	浄化槽清掃業の許可の取消し等
法 令 名根 拠条項	浄化槽法 第41条第2項
法令番号	昭和58年法律第43号

#### 【基準】

法第41条第2項の規定による。

(指示、許可の取消し、事業の停止等)

#### 第41条

- 2 市町村長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第 36条第1号の基準に適合しなくなつたとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当する ときは、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の 停止を命ずることができる。
- (1) 第12条第2項の命令に違反したとき。
- (2) 不正の手段により第35条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第36条第2号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなつたとき。
- (4) 第37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (5) 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。

# **(備考) (設定年月日**平成27年7月1日 **最終変更年月日**年月日



<b>処分の概要</b> 転換計画の認定の取消し	
法 令 名根 拠条項	
法令番号	昭和50年厚生省令第37号

#### 【基準】

省令第5条第5項の規定による。 (転換計画の認定等)

#### 第5条

5 市町村長は、法第7条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る転換計画(第3項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後の転換計画)に従つて事業の転換を実施していないと認めるとき又は法第4条第1項の規定による合理化事業計画の変更により当該転換計画が当該合理化事業計画に適合しなくなつた場合において、当該認定を受けた者が転換計画について第3項の認定を受けなかつたときは、その認定を取り消すことができる。

#### 備考

**設 定 年 月 日** 平成 27 年 7 月 1 日 **最終変更年月日** 年 月 日



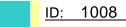
処分の概要	墓地等の許可取消し、使用禁止等
法 令 名根 拠条項	墓地、埋葬等に関する法律 第19条
法令番号	昭和23年法律第48号

#### 【基準】

法第19条の規定による。

第19条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、 墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若 しくは禁止を命じ、又は第10条の規定による許可を取り消すことができる。

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	-----------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	<b>既要</b> 感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実費徴収			
法 令 名根 拠条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第63条第1項			
法令番号	平成10年法律第114号			

#### 【基準】

法第63条第1項の規定による。

(費用の徴収)

第63条 市町村長は、第27条第2項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症に係る死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所を消毒させた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者から消毒に要した実費を徴収することができる。

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	-----------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	ねずみ族、昆虫等の駆除の実費徴収
法 令 名根 拠条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第63条第2項
法令番号	平成10年法律第114号

#### 【基準】

法第63条第2項の規定による。

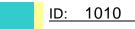
(費用の徴収)

#### 第63条

2 市町村長は、第28条第2項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症 又は四類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等を駆除さ せた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該ねずみ族、昆虫等が 存在する区域の管理をする者又はその代理をする者からねずみ族、昆虫等の駆除に要した実 費を徴収することができる。

#### 備考

**設 定 年 月 日** 平成 27 年 7 月 1 日 **最終変更年月日** 年 月 日



処分の概要	物件に係る措置の実費徴収
法 令 名根 拠条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第63条第3項
法令番号	平成10年法律第114号

#### 【基準】

法第63条第3項の規定による。 (費用の徴収)

#### 第63条

3 市町村長は、第29条第2項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の所持者から消毒に要した実費を徴収することができる。

#### 備考

**設 定 年 月 日** 平成 27 年 7 月 1 日 **最終変更年月日** 年 月 日

処分の概要	保険料の徴収
法 令 名根 拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律 第104条
法令番号	昭和57年法律第80号

#### 【基準】

法第104条の規定による。

(保険料)

- 第104条 市町村は、後期高齢者医療に要する費用(財政安定化基金拠出金及び第117条第2項の 規定による拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければな らない。
- 2 前項の保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたつて均一の保険料率であることその他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によって課する。ただし、当該後期高齢者医療広域連合の区域のうち、離島その他の医療の確保が著しく困難である地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する被保険者の保険料については、政令で定める基準に従い別に後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課することができる。
- 3 前項の保険料率は、療養の給付等に要する費用の額の予想額、財政安定化基金拠出金及び 第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の予想額、第116条第1項第2号の規定 による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額、保健事業に要する費用の予定 額、被保険者の所得の分布状況及びその見通し、国庫負担並びに第100条第1項の後期高齢者 交付金等の額等に照らし、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなけれ ばならない。

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	-----------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	被保険者証の返還命令
法 令 名根 拠条項	国民健康保険法 第9条第3項
法令番号	昭和33年法律第192号

#### 【基準】

法第9条第3項の規定による。 (届出等)

#### 第9条

3 市町村は、保険料(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による国民健康保険税を含む。以下この項、第7項、第63条の2、第68条の2第2項第4号、附則第7条第1項第3号並びに附則第21条第3項第3号及び第4項第3号において同じ。)を滞納している世帯主(その世帯に属するすべての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付(第6項及び第8項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けることができる世帯主を除く。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。

国民健康保険の保険料(税)滞納者に対する措置の取扱いについて(昭和61年12月27日保険発 第113号)参照

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	一部負担金不払いによる徴収
法 令 名根 拠条項	国民健康保険法 第42条第2項
法令番号	昭和33年法律第192号

#### 【基準】

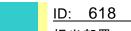
法第42条第2項の規定による。 (療養の給付を受ける場合の一部負担金)

#### 第42条

2 保険医療機関等は、前項の一部負担金(第43条第1項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第2項に規定する保険医療機関等にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第44条第1項第1号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。)の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱について(昭和34年3月30日保発第21号)参照

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	



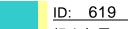
処分の概要	故意の場合の給付制限
法 令 名根 拠条項	国民健康保険法 第60条
法令番号	昭和33年法律第192号

#### 【基準】

法第60条の規定による。

第60条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	闘争・泥酔等の場合の給付制限
法 令 名根 拠条項	国民健康保険法 第61条
法令番号	昭和33年法律第192号

#### 【基準】

法第61条の規定による。

第61条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	療養に関する指示に従わない場合の給付制限
法 令 名根 拠条項	国民健康保険法 第62条
法令番号	昭和33年法律第192号

#### 【基準】

法第62条の規定による。

第62条 保険者は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。

<b>設 定 年 月 日</b> 平成 27 年 7	月 1 日 最終変更年月日	年 月	日
----------------------------	---------------	-----	---

処分の概要	強制診断等拒否の場合の給付制限
法 令 名根 拠条項	国民健康保険法 第63条
法令番号	昭和33年法律第192号

#### 【基準】

法第63条の規定による。

第63条 保険者は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者が、正当な 理由なしに、第66条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療 養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。

法第66条の規定による。

(強制診断等)

第66条 保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

処分の概要	保険料滞納の場合の保険給付の一時差止
法 令 名根 拠条項	国民健康保険法 第63条の2
法令番号	昭和33年法律第192号

#### 【基準】

法第63条の2第1項及び第2項の規定による。

- 第63条の2 保険者は、保険給付(第43条第3項又は第56条第2項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。)を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。
- 2 保険者は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険 給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納している場合においては、当該 保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、 厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めること ができる。

国民健康保険の保険料(税)滞納者に対する措置の取扱いについて(昭和61年12月27日保険発 第113号)参照

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	-----------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	被保険者に対する不正利得の徴収
法 令 名根 拠条項	国民健康保険法 第65条第1項
法令番号	昭和33年法律第192号

#### 【基準】

法第65条第1項の規定による。

(不正利得の徴収等)

第65条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	-----------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	国保医に対する連帯納付命令
法 令 名根 拠条項	国民健康保険法 第65条第2項
法令番号	昭和33年法律第192号

#### 【基準】

法第65条第2項の規定による。 (不正利得の徴収等)

#### 第65条

2 前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は健康保険法第88条 第1項に規定する主治の医師が、保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、 その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、当該保険医又は主治の医師に対し、 保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	療養取扱機関の費用納付命令等
法 令 名根 拠条項	国民健康保険法 第65条第3項
法令番号	昭和33年法律第192号

#### 【基準】

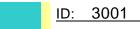
法第65条第3項の規定による。 (不正利得の徴収等)

#### 第65条

3 保険者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第52条第3項(第52条の2第3項及び第53条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第54条の2第5項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払つた額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

#### 備考

**設 定 年 月 日** 平成 27 年 7 月 1 日 **最終変更年月日** 年 月 日



処分の概要	発行手数料の徴収
法 令 名根 拠条項	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 第34条第4項
法令番号	平成14年法律第153号

#### 【基準】

法第34条第4項の規定による。 (指定認証機関の指定等)

#### 第34条

4 委任都道府県知事は、指定認証機関に第1項の規定により指定認証機関が行う第3条第6項の 規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に係る手数料(第6項において「発行手 数料」という。)を指定認証機関の収入として収受させることができる。

設定年月日	平成 27 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	浄化槽の設置後等の水質検査を受けるべき旨の勧告に係る措置の命令			
法 令 名根 拠条項	浄化槽法 第7条の2第3項			
法令番号	昭和58年法律第43号			

#### 【基準】

法第7条の2第3項の規定による。

(設置後等の水質検査についての勧告及び命令等)

#### 第7条の2

- 2 都道府県知事は、浄化槽管理者が前条第1項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、 その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

設定年月日	平成 27 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	浄化槽の保守点検又は清掃に係る改善の命令又は浄化槽の使用の停止の命令
法 令 名根 拠条項	浄化槽法 第12条第2項
法令番号	昭和58年法律第43号

#### 【基準】

法第12条第2項の規定による。 (保守点検又は清掃についての改善命令等)

#### 第12条

2 都道府県知事は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、10日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。

#### 備考

**設 定 年 月 日** 平成 27 年 6 月 30 日 **最終変更年月日** 年 月 日

処分の概要	浄化槽の定期検査を受けるべき旨の勧告に係る措置の命令		
法 令 名根 拠条項	浄化槽法 第12条の2第3項		
法令番号	昭和58年法律第43号		

#### 【基準】

法第12条の2第3項の規定による。 (定期検査についての勧告及び命令等)

#### 第12条の2

- 2 都道府県知事は、浄化槽管理者が第11条第1項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、 その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

設定年月日	平成 27 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	措置の命令
法 令 名根 拠条項	化製場等に関する法律 第9条第5項において準用する第6条の2
法令番号	昭和23年法律第140号

#### 【基準】

法第9条第5項において準用する第6条の2の規定による。

第6	条の2	都道府	守県知事!	は、化製:	場若しく	は死亡警	<b></b> 大畜取技	吸場の構	<b></b> 黄造設值	前が第4	条の規	定に	基づ
<	く条例で	で定める	5基準に通	適合しな。	くなつた	と認める	とき、	又は化	製場若	Fしくは	死亡獣	畜取	扱場
0	り管理	者が第5	条の規定	による推	置を講	じていな	いと認	めると	きは、	当該化	製場又	は死	亡獣
Ē	旨取扱場	場の設置	置者に対し	し、期間	を定めて	、その権	<b></b> 黄造設值	前を第4	条の規	定に基	づく条	例で	定め
Ž	る基準は	に適合さ	させるため	めに必要:	な措置を	採るべき	きことを	を命じ、	又はそ	その管理	見者にす	すし、	第5
\$	条の規定	定による	措置を請	毒ずべきこ	とを命	ずること	ができ	る。					

設定年月日	平成 27 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	許可の取消し又は施設の使用の制限若しくは禁止の命令
法 令 名 根 拠 条 項	化製場等に関する法律 第9条第5項において準用する第7条
法令番号	昭和23年法律第140号

#### 【基準】

法第9条第5項において準用する第7条の規定による。

第7条	都道府県知事は、	化製場又は死亡的		者又は管理者が、	前条の規定によ
る命	令に違反したときに	は、第3条第1項の	許可を取り消し、	又はその設置者若	よしくは管理者に
対し	期間を定めてその旅	施設の使用の制限を	皆しくは禁止を命	ずることができる	0

設定年月日	平成 27 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--